

令和 7 年度第 1 回白井市福祉有償運送運営協議会 議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 8 月 1 8 日（月）午後 2 時から午後 3 まで
- 2 開催場所 白井市役所 東庁舎 1 階 会議室 1 0 1
- 3 出席者 金井会長、福岡副会長、大橋委員、赤間委員、加藤委員、高柳委員、
西川委員、武藤委員
事務局 障害福祉課 石田課長
高齢者福祉課 奥村課長、安岡係長、三好
事業主体 一般社団法人 S E T 2 名
- 4 傍聴者 1 人
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 委員自己紹介
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事
 - （1）福祉有償運送の必要性について
 - （2）事業者（1 法人）の更新登録について
 - 5 その他
 - 6 閉会

6 議 事 以下のとおり

事務局

1 開会

2 委員自己紹介

人事異動を含め、今回本協議会に初めて出席する委員を紹介

○報告事項

本日まで出席の委員数は、8 名となります。

本日は全員出席しておりますので、白井市附属機関条例第 6 条第 2 項の規定により会議開催要件（委員の過半数の出席）を満たしているため、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議題は、「福祉有償運送の必要性について」と「事業者（1 法人）の更新登録について」です。

本会議は、白井市附属機関の会議の公開に関する指針により原則公開となっており、会議録作成の為、録音いたします。あらかじめご了承ください。

また、発言される際は、お手元のマイクを使ってお話ください。なお、会議録の作成にあたりましては、委員の皆さまの名前は伏せさせていただきます。また、議長につきましては、同条例第 6 条第 1 項の規定により会長が会議の議長となりますので、ここからの進行については会長へお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長	(3 会長挨拶)
会長	4 (1) 福祉有償運送の必要性について それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。
事務局	「(1) 福祉有償運送の必要性について」事務局より説明をお願いいたします。 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。 では、福祉有償運送の必要性ということで、資料3をお手元にご用意ください。 福祉有償運送を含む自家用有償旅客運送は、安全上の措置を取ったうえで、タクシー等公共交通機関を利用できない身体障害者等が外出するための移動手段の確保を目的として提供することができる運送サービスとなっております。 本資料は白井市における福祉有償運送の必要性について検討いただく資料となっております。なお、本日の説明は事前に資料を送付させていただいていることから、具体的な数値の説明は割愛させていただければと思います。 それではまず、1ページ目をご覧ください。 1ページ目は、白井市の人口状況から今後運送対象となるリスクが高い高齢者の割合の推移となっております。ご覧いただいているとおり、本市の高齢化率というのは、今後も上昇していくということがお分かりいただけるかと思ひます。 次に、2ページにお進みください。こちらは白井市の要支援・要介護の認定をお持ちの方の推移となっております。より移動に困難性が生じている方の数というふうになりますが、認定者数のほうも高齢者数の増加とあわせて増加傾向となっております。また、認知症の高齢者においては、判断能力の低下により公共交通の利用が難しくなるケースも想定されておりますことから、今後福祉有償運送のニーズが高まっていくと考えております。 続いて、3ページ目をご覧ください。こちらは、白井市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移となっております。 様々な障害が起因して公共交通機関の利用に制約があると考えられる方の数となっております。障害者の数についても増えていくことが見込まれておりますので、福祉有償運送の利用希望者も増えるものと見込んでおります。 では、4ページに進めさせていただきます。 4ページ目のほうは、白井市内における公共交通機関の概要を記載させていただいております。この資料は、本市の都市計画課から情報提供いただきました資料となります。本市における公共交通の状況を示しております。 昨年度令和6年度には路線バスの減便や廃止がございました。 こちらの記載の市内のタクシー台数を基に1台あたりの75歳以上の人口を算出しますと、1台あたり約421人となります。もちろん、健康な方も含

	めた数値になりますので、あくまで参考値になりますが、公共交通のみで十分に高齢者や障害者の移動を賄うことは難しい状況にあると言えるかと思います。 最後に、5 ページ目になります。こちらのほうには、福祉有償運送を実施している事業者を書かせていただいております。現在事業者は、4 事業者となっております。 情報提供にはなりますが、一段目に記載のあります、社会福祉法人 印旛福祉会につきましては、令和9年2月1日まで、登録の有効期間がありますが、この有効期限以降の事業につきましては、福祉有償運送というかたちでは実施しないというふうにお伺いしております。現状では、更新の意思はないというところで報告をいただいております。 一番下の白井市による外出支援サービスについては、令和6年度末で終了しているところであります。対象となる方の数ですとか、市内の公共交通の状況等を踏まえまして、福祉有償運送の必要性は依然として高いと考えております。 事務局からの説明は、以上となります。
会長	ただいま、事務局から「福祉有償運送の必要性について」説明がありました。なにか、委員の皆さまからご質問、ご意見等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。そうしましたら、私のほうからひとつだけ確認なんですけれども、社会福祉法人 印旛福祉会は現時点では更新の意思がないというお話でしたけれども、現在の会員さんに関して不利益があるのかなのか、その辺で何かあれば、事務局のほうから少し補足をしていただけると有難いのですが、よろしいですか。
事務局	印旛福祉会においては、基本的には、この法人が行っている障害福祉のサービスを利用されている方を対象に行っている移送サービスとなります。 その移送サービス自体は継続して行われるんですけれども、福祉有償運送の制度に則っての輸送サービスではなくなるということで伺っていますので、利用されている方には大きな支障はないものと捉えております。
会長	他に委員さんから、なにか質問はございますでしょうか。 福祉有償運送の必要性につきましては、ご理解いただけたということで、よろしいでしょうか。
会長	4 (2) 事業者 (1 法人) の更新登録について それでは、議事の2つ目、事業者 (1 法人) の更新登録につきまして、進んでまいりたいと思います。事務局より説明をお願いします。
事務局	更新登録の申請についてご説明をさせていただきます。(資料に沿って説明)
会長	では、今回更新申請がありました一般社団法人 S E T のご担当の方に入室を

(資料説明原稿に沿って説明)

会長 委員	れだけの設定であっても赤字が出る可能性があるというお話なのですね。こうしたサービスが必要である。今後ますます必要であると考えの中から、新料金で非常に利用する人も大変かなと思うんですけども、私自身は。そうした思いに駆られていますけれどもまあなくなるよりはね、これで皆さん利用して、まあ助かっている。あの移動ができているということで、新料金の値上げということはやむを得ないのかなというふうに思わなければしょうがないかなと思います。 委員からはご意見ということでいただきましたが、ほかいかがでしょうか。今まで設定されていなかった料金のほうも今回新料金として設定ということなんですけども、今現在の会員の方に対しては事前に周知というのをされるというご予定でよろしいですか。
申請団体 会長	利用料金が決まりましたら、すぐに周知しようと思っています。 ほかに、いかがでしょうか。金額、利用料金について、資料には積算根拠が記載されてはおるんですけどもこれについて何か申請者の方で補足はございますか。
申請団体	今までになかった新しい料金を今回提示させていただいたんですが、実際ですね。例えばリフト介助料金とかも利用者さんからいただく料金というのは、そのご自宅にお伺いして到着する場所までの時間だけになるんですが、実際はその前にヘルパーが事務所に来て車の点検をしているなどいろんなことがあります。 実際に利用者さんのお宅に伺ってリフトがついている車ですと、そこでケアの時間の前に準備をしてからインターホンを押して入るという。そういった時間的なところでは結構かかっているんで、それで実際にヘルパーの方には移送手当というのをつけているんですね。 その部分を、今まで利用者さんの方からのご負担はなかったんですけど、先程から何度も申し上げますけれども、その料金だけでは非常に厳しいので、今までは事務所が負担してきたんですが、その部分も負担していただけたらなと思って。 他の事業者さんとかいろいろと他市、他県も調べた上で、こういったところも料金を設定している事業所が結構ありましたので、そこを参考にさせていただいて、決定しました。
会長 申請団体	他市町村もやはり値上げの傾向にある、ということなんでしょうか。そこは確認されてますでしょうか。 この前に、松戸の移送ネットワークの総会にも出させていただいたんですけどもやはりみなさん非常に悩んでいて、以前はタクシー料金の2分の1っていう8割に上がりましたけれども、かといってぐんと上げると利用者さんのご負担が非常に大きくなって利用される方がいなくなるんじゃないかっていうので、なかなか上げきれない部分もありながら、いくらかは上げざるをえないというお話とかいろいろ聞いたなかで、私たちもちょっといろいろ検

会長 委員	討した結果、こういった形をとらせていただいています。 他にいかがですか。 料金なんですけども資料のほうだと資料6のほうですね。時間制と距離制って分かれていますけども、セットさんだと時間と距離の併用ということですかね。距離と時間と掛け合わせるというのは問題ないのですか。
申請団体	はい。今ですね、うちは、時間とあとはガソリン代ですかね。1キロで今まで30円だったんですけど、ここを50円にさせていただいたので、そこで距離というかたちをとっています。
委員	実際30分で変更後に1, 250円ですよ。プラス1キロあたり50円ですけど、実際30分あたりどのくらいの料金になるんですか？タクシーですと30分の貸し切りというのが3, 680円なんですけども。
申請団体	時間で1, 250円ですよ。距離にもよるんですけども、だいたい需要が多いのが市内の病院が多いので、ここだと往復で4キロだったり5キロだったりするので、一番遠いところで1台とかですかね。そこで20キロ。そうすると、2, 250円ですかね。30分です。だいたい平均的には、白井市内の病院が多いので、30分のこの料金プラス4キロなんで200円プラスというかたちが多いですね。
委員	それにしても、タクシー料金の8割ということなんですが、ずいぶんお安い設定になっていますよね。
申請団体	正直なところ、もう少し上げたいところなんですけど、先ほど申しましたようにあまり上げちゃうと、利用者さんのご負担が増えると、利用したくてもできない方が増えてくると思うんですね。やはり私たち介護事業所ですし、皆さんのそういったことも踏まえた上で検討しました。
委員	実際タクシーだと本当に高くて、しかも運転手さんも介護まではできません。介護タクシーは別に介護料金とかがかかって逆に割増になっちゃうのを、やっぱり有償運送というところで、お安くやっていただいて、こちらとしても助かっているんですけどもわかりました。
会長 委員	ほかに、いかがでしょうか。 現在の利用状況としてあの添乗料金というのは本人が乗るのに、どなたかが付き添って乗るということですよ。現状、添乗される方はかなり多いのでしょうか。
申請団体	それほどいらっしゃらない。今現在は3名の利用者さんのみです。ご主人がお体が不自由で、病院での受付とかいろんなのを奥様がやっていることで、奥様が一緒に付き添われている方がいらっしゃって、28名の利用者さんがいらっしゃるなかで3名だけです。
委員 会長 委員	そんなに多くはないですね。 他にいかがですか。 有償運送の取り組みというのは、毎回この資料で何事業者というのが出てて、なかなか増えていないのが現状だと思います。その中で、SETさんのほう

申請団体	で取り組んでいて忙しくてお断りするケースとかはどのくらいの頻度でありますか。 基本は通院とかが本当に多いので一度通院すると次の予約を取られるのでその時点で次にいつって分かるので大体は予定できるし、やっぱり緊急だったり、そういうことはどうしてもありますので、その時にはなるべくあいていれば、人と車と両方あかないと対応できないので、お断りするというのはあんまりないですかね。あと、新規で突然というか、急にケアマネさんから今日の今日で退院するんですけどとかそういったのが稀にあるんですけど、そういう時はごめんなさい、とお断りすることがありますがそれほど多くはないです。例えば同じ日に4件、5件を重なる時があるので、前もっての予約での通院とか前もってわかる時は、変更できる方はお願いしたり、対応させていただいています。
会長	ほかに、いかがですか。今、タクシー料金の8割まで、福祉有償運送の料金については認められているなかで、いろいろ試行錯誤しながらの価格だということでしたけれども、ほかに委員の皆さんの方でございますでしょうか。 ご質問等はないようですので、これからの委員による審議を進めさせていただきます。 申請団体のご担当の方にはご退出をお願いいたします。
申請団体	今日はお時間をとっていただきありがとうございました。よろしく申し上げます。
会長 委員 会長	申請団体、傍聴者退室 それでは、申請団体の更新登録につきまして、委員の皆様から何かご意見とかはございますか。料金の方が上がったというような感じはしますけれども、さまざまな物価上昇という事情があるというところで。 うちのほうでも、値上げはありますので、致し方ないかと思います。 申請団体の更新登録につきまして、合意いただける方は、挙手をお願いできればと思います。
会長	全員挙手 全員一致で合意ということになりました。 更新登録につきましては運営協議会によって協議が整ったということで、ご報告をさせていただきます。では皆さま、ご審議のほうありがとうございました。 ここからの進行につきましては、事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局	本日の審議結果につきましては、事務局で整理し、申請者に「協議が調(ととの)ったことを証する書類」を通知します。 申請団体はこの通知を添付して運輸局へ本申請いただく運びとなります。
事務局	5 その他 それでは、次第5 その他です。 事務局から1点、今後の予定についてお知らせいたします。 今年度、当該団体が、来年3月に期限を迎えます。既に、更新の意向を示されているため、令和8年1月8日（木）に第2回の協議会の開催を予定しております。 なお、新規の申請につきましては、その都度、委員の皆さまへご連絡させていただきます。 事務局からは以上になります。 委員の皆さまから何かございますか。
事務局	6 閉 会 無いうででしたら以上で、令和7年度第1回白井市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。